（様式　第４号）

|  |
| --- |
| 収入印紙 |

|  |  |
| --- | --- |
| 請　　　書 | |
| 委　　託　　名 |  |
| 工　　　　　期 | 着　工　　　　　　　年　　月　　　日から  完　成　　　　　　　年　　月　　　日まで |
| 請　負　金　額 | ￥  　　　内　　工事代金　　　　　　　￥  　　　　　　取引に係る消費税額  　　　訳　　及び地方消費税額　　　￥ |
| 図面及び仕様書 | 別紙のとおり |
| 摘　　　　　要 |  |
| 上記について、別記事項を遵守し、確実に完成いたします。  　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　請負者  　　　　　　　　　　　　住所又は所在地  　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び  　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  　　　笹川土地改良区  　　　　理事長　　　　　　　　　　　殿 | |

請書　別紙

第１条　この条項において、「甲」とは笹川土地改良区理事長又は、その委任を受けたものを、「乙」とは請負者をいう。

（変更請書）

第２条　工事内容、工期又は請負金額を変更する必要があるときは、変更請書により行うものとする。

（臨機の措置）

第３条　乙は、災害防止等のために、特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、乙は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ監督職員の意見を求めなければならない。

２　前項の場合においては、乙は、そのとった措置について遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

３　監督職員は、災害防止その他の工事の施工上緊急やむを得ないときは、乙に対して臨機の措置を求めることができる。この場合においては、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

４　第１項及び前項の措置に要した経費のうち、甲乙協議のうえ、請負金額に含めないこととされた部分については、甲がこれを負担するものとする。

（一般的損害）

第４条　工事目的物の引き渡し前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他の工事の施工に関して生じた損害は、乙が負担するものとする。

　ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。この場合において火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、甲乙協議して甲の負担すべき損害額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第５条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

２　工事の施工に伴い避けることができない事由により第三者に損害が生じた場合において、その第三者に損害を補償しなければならないときは、甲の負担において賠償するものとする。

　ただし、工事の施工につき乙が損害を防止するに必要な措置等善良な管理者の注意を怠ったことにより生じた損害については、乙の負担とする。

３　乙が第三者に対して損害の賠償するにおいてその損害の賠償が甲の負担に係るときは、乙はあらかじめ甲の同意を得るものとする。

（天災その他の不可抗力による損害等）

第６条　天災その他の不可抗力によって工事の出来形部分、工事現場に搬入した検査済み工事材料、工事仮設物及び建設機械器具に損害を生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

２　前項の損害額のうち、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づくものと認められるものを除いた額（工事仮設物及び建設機械器具については当該工事で償却部分に相当する額を限度とする。）が請負金額の100分の2をこえるときは、そのこえた部分については、甲がこれを負担するものとする。

３　前項の損害額は甲乙協議してこれを定めるものとする。

４　第２項の規定により甲が損害を負担する場合において火災保険その他損害を補てんするものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

５　甲は、天災その他の不可抗力によって生じた取りかたづけに要する費用を負担するものとし、費用の額は甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものと認められるものに係るものについては、この限りではない。

（検査及び引き渡し）

第７条　乙は工事を完成したときは、完成通知書によりその旨を甲に通知しなければならない。

２　甲は、乙から前項の通知を受けたときは、その日から１４日以内に甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という）により検査を行い、検査に合格したときは、その完了をもって工事の引き渡しを受けたものとみなす。

３　前項の検査に合格しないときは、乙は、自己負担で甲の指定する期間内に補修又は改造を行い、甲に補修又は改造完了の届を提出して、再検査を受けなければならない。

　この場合における再検査の期日及び工事の引き渡しについては、前項の規定を準用する。

４　検査職員は、前２項の検査にあたり、必要があると認めるときは、破壊検査をすることができる。この場合において、当該破壊部分の補修に要する経費は、乙が負担する。ただし、補修に要する経費が請負金額の100分の4をこえるときは、甲が乙と協議して定める額を負担するものとする。

（かし担保）

第８条　甲は第８条第２項の引き渡しの日から２年間（木造又はこれに準ずる構造の建物その他の工作物の場合は１年間）乙に対して、工事目的物のかしの修保又は補修にかえ、もしくはその補修とともに損害の賠償を請求することができる。

　　ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、甲の請求することのできる期間は、５年間とするものとする。

２　前項の場合において、かしが重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は、その補修を請求することができないものとする。

３　甲は、工事目的物がかしにより滅失又はき損したときは、滅失又はき損の日から６カ月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

４　乙は、かしが支給材料の性質又は甲の指示により生じたものである場合は、その支給材料の性質又は甲の指示が不適当であることを知りながら甲に通知しなかった場合を除き、その担保の責を負わないものとする。

第９条　この条項に定めない事項については、必要に応じ、甲乙協議してこれを定めるものとする。